

5 民間教育訓練機関等に対する訓練実施状況調査の実施状況

調査の結果	説明図表番号
<p>職業訓練受講者の早期就職の実現のためには、訓練や就職支援が計画どおり適切に実施されることが不可欠であることから、厚生労働省は、以下のとおり、職業訓練を実施する民間教育訓練機関等に対して、訓練及び就職支援の実施状況等を調査（以下「訓練実施状況調査」という。）することとしている。</p> <p>（委託訓練）</p> <p>厚生労働省では、委託訓練を実施する民間教育訓練機関等に対する訓練実施状況調査について、委託訓練実施要領により、都道府県が設置する公共職業能力開発施設の長に対して、「毎月及び訓練終了後、受講生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等について、委託先機関から速やかに報告を求めるとともに、必要と認めるときは、関係職員等（巡回就職支援指導員等を含む。）をして訓練期間中の出欠状況確認等の調査を行わせること」を求めている。</p> <p>また、同省は、「離職者等再就職訓練事業委託要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け能発 0401 第 18 号厚生労働省職業能力開発局長通知）において、公共職業能力開発施設の長は、委託事業の実施に当たって、巡回就職支援指導員を設置することができることとするとともに、同要綱の別添「巡回就職支援指導員の設置について」において、「指導員は、訓練受講者の就職促進のためには的確な訓練の実施が不可欠であるという観点から、巡回の際、必要に応じて訓練委託先及び訓練受講者の意見を拝聴するとともに、訓練のカリキュラム、講師・機器等を含めた訓練の実施体制が計画どおり適切に実施されているかどうかを確認し、必要に応じて、訓練委託先に対し適切な措置を講じるよう指導すること」としている。</p> <p>これを受けて、都道府県は、公共職業能力開発施設の巡回就職支援指導員等が、必要に応じて、民間教育訓練機関等を訪問の上、受講者の出席状況や訓練の実施体制の確認等を実施している。</p> <p>なお、委託訓練を実施する民間教育訓練機関等による就職支援経費（注 1）の不正請求事案が平成 23 年度に 1 件発生しており、訓練実施状況調査の適切な実施等による、不正受給等の未然防止及び早期発見の取組が重要となっている。</p> <p>（注 1）訓練実施機関における受講生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費。 就職率に応じて受講者 1 人当たり月額 0～2 万円が支給される。</p>	<p>表 2-4-2（再掲）</p> <p>表 2-5-1</p>
<p>（求職者支援訓練）</p> <p>厚生労働省は、求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関等に対する訓練実施状況調査について、求職者支援制度業務取扱要領により、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して、「全ての求職者支援訓練の実施期間中に、概ね月 1 回を目途に関係職員等をして、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行わせ、的確に行われていない場合には、必要な指導、助言を行う」ことを求めるとともに、平成 26 年 4 月 1 日以降に開講する訓練からは、「当該訓練実施状況の確認は、抜き打ち調査（不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見に資するため、求職者支援訓</p>	<p>表 2-5-2</p>

練を実施する訓練実施機関に対して、事前に通知を行うことなく実施状況調査を行うことをいう。)も含めて実施する」ことを求めている。

これを受けて、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、訓練実施状況調査について、i) 訓練期間中においておおむね月1回を目途に実施すること、ii) 訓練等が的確に行われていないと判断する場合、実施施設へ助言等を行うこと等として実施している。

また、上記i)及びii)のほか、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構における自主的な取組として、平成24年8月から、iii) 不正事案を未然に防止する観点から、抜き打ち調査を全ての訓練科に対して必ず行うこと(注2)、iv) 一つの訓練科に対する実施状況確認につき、少なくとも3回に1回は抜き打ち調査により行うこと、25年10月から、v) センター職員1名による訪問、又は、特定の実施施設を特定の職員が一定期間続けて訪問することのないようにすること(注3)等として実施している。

なお、求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関等による認定職業訓練実施奨励金(注4)の不正受給事案等が平成23年度から26年度にかけて計9件発生しており、訓練実施状況調査の適切な実施等による、不正受給等の未然防止及び早期発見の取組が重要となっている。

このほか、厚生労働省は、求職者支援訓練において不正受給等が繰り返し発生していることから、不正受給等の未然防止及び早期発見に資するため、「求職者支援制度における不正防止のための対応について」(平成25年12月25日付け職首発1225第1号・職派求発1225第1号・能発1225第2号厚生労働省職業安定局首席職業指導官、派遣・有期労働対策部求職者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知)により、都道府県労働局において、当該通知に基づき訓練実施状況の確認が必要であると判断される民間教育訓練機関等に対して、抜き打ち調査を行うこととしている。今回調査対象とした21都道府県労働局のうち13労働局において、平成25年度から26年7月までに計139回の抜き打ち調査が実施されている(注5)。

(注2) 平成26年4月以降に開講する訓練からは、求職者支援制度業務取扱要領を受けたものとされている。

(注3) 「一定期間」について、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の事務連絡において、平成25年10月に「3カ月以下とするのが妥当である」としており、平成26年3月から「センター職員1名による訪問、又は、特定の実施施設を同一職員が3か月を超えて訪問することのないようにすること」と定めている。

(注4) 厚生労働大臣の認定を受け求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施機関に対して、訓練コースの受講者数に応じて支給される「認定職業訓練基本奨励金」及び訓練修了後の就職実績に応じて支給される「認定職業訓練実施付加奨励金」が支給される。これらの奨励金合計で受講生1人当たり5～7万円が支給される。

(注5) 当該通知発出前に都道府県労働局が実施した調査件数を含む。都道府県労働局では、抜き打ち調査のほか、民間教育訓練機関等に対して事前に通知した上で行う訓練実施状況調査も実施しており、調査対象21都道府県労働局中8労働局において、平成25年度から26年7月までに計143回実施されている。

表2-5-3

表2-5-4

表2-5-5

<p>今回、調査対象とした 21 都道府県内の委託訓練及び求職者支援訓練における訓練実施状況調査の実施状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>(1) 委託訓練</p> <p>調査対象とした 21 都道府県の全てにおいて、平成 25 年度に巡回就職支援指導員等が、委託訓練を実施する民間教育訓練機関等を訪れて、訓練実施状況調査を実施していた。</p> <p>しかし、都道府県の中には、i) 訓練の適切な実施や不正受給等の未然防止等の観点から民間教育訓練機関等に対する巡回就職支援指導員等による訓練実施状況調査の内容が必ずしも十分とは認められないもの (3 都道府県)、ii) 訓練実施状況調査の結果を今後の指導等で活用する観点から民間教育訓練機関等に対する巡回就職支援指導員等の指導内容等の記録を適切に作成していないもの (5 都道府県) がみられた。</p> <p>なお、当省の調査結果を受けて、厚生労働省は、都道府県における現在の実施状況を確認しているところであり、平成 27 年度中に委託訓練実施要領及び離職者等再就職訓練事業委託要綱を改正し、巡回就職支援指導員による訓練実施状況調査及び調査結果の記録・保存の適切な実施について定めることとしている。</p> <p>(2) 求職者支援訓練</p> <p>調査対象とした 21 職業訓練支援センターにおいて、平成 25 年度中に訓練を開始し 26 年 7 月末までに終了した訓練コース (計 3,378 コース) に対して、計 13,082 回の訓練実施状況調査を実施しており、うち 4,951 回は抜き打ち調査となっていた。</p> <p>しかし、職業訓練支援センターの中には、i) 求職者支援訓練の訓練コースに対する訓練実施状況調査の回数が求職者支援制度業務取扱要領の定めよりも少ないもの (2 センター)、ii) 前回の訓練実施状況調査において指摘した事項を次の調査時にフォローアップしておらず、民間教育訓練機関等における改善も図られていないもの (1 センター) がみられた。</p> <p>また、求職者支援制度業務取扱要領には抵触しないものの、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が定めた通知と比べて、iii) 抜き打ち調査の回数が少ないもの (7 センター)、iv) 特定の民間教育訓練機関等を同一の職員が 3 か月を超えて訪問しているもの (3 センター) がみられた。</p> <p>なお、当省の調査結果を受けて、厚生労働省は、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に対して、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催する全国施設長会議 (毎年 4 月開催) 及び全国求職者支援訓練担当者会議 (随時開催) において、求職者支援訓練の訓練実施状況調査における求職者支援制度業務取扱要領等の遵守の徹底を求めていることとしている。</p>	<p>表 2-5-6</p> <p>表 2-5-7</p> <p>表 2-5-8</p>
---	--

表 2-5-1 「離職者等再就職訓練事業委託要綱」（平成 23 年 4 月 1 日付け能発 0401 第 18 号厚生労働省職業能力開発局長通知）（抜粋）

離職者等再就職訓練事業委託契約書（別添 1）

（委託事業の実施）

第 3 条

- 1 （略）
- 2 乙は、委託事業の実施にあたり、巡回就職支援指導員、訓練委託先開拓員、補助職員、定住外国人職業訓練コーディネーター、就職支援員及び公共職業訓練連携推進員（以下「指導員等」という。）を設置することができる。
- 3 （略）

巡回就職支援指導員の設置について（別添）

離職者等再就職訓練事業委託契約書第 3 条第 2 項の規定に基づき設置する巡回就職支援指導員に係る事項については、下記により定めることができる。

1. 目的

巡回就職支援指導員（以下「指導員」という。）は委託先訓練実施機関を巡回し、職業安定機関との連携の下、委託訓練実施機関が効果的な就職支援等を行うに際して必要な技術的な援助・指導・求人情報の提供・個々の訓練受講者へのキャリア・コンサルティング等を実施することにより、訓練受講者の早期再就職の促進を図ることとする。

2. 業務等

(1)～(2) （略）

(3) その他委託訓練受講者等の早期就職の促進を図るために必要な業務

イ 指導員は、訓練受講者の就職促進のためには的確な訓練の実施が不可欠であるという観点から、巡回の際、必要に応じて訓練委託先及び訓練受講者の意見を拝聴するとともに、訓練のカリキュラム、講師・機器等を含めた訓練の実施体制が計画どおり適切に実施されているかどうかを確認し、必要に応じて、訓練委託先に対し適切な措置を講じるよう指導すること。

（注）下線は当省が付した。

表 2-5-2 「求職者支援制度の実施について」(平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長通知) 別添「求職者支援制度業務取扱要領」(抜粋)

01000	第 1	制度の趣旨	(略)
02000	第 2	求職者支援訓練	
02010	1	求職者支援訓練の実施主体～02090	9 実施機関による就職支援等の実施 (略)
02100	10	訓練実施状況の確認等	
02101	(1)	訓練実施状況の確認等	
			<p>機構は、<u>全ての求職者支援訓練の実施期間中に、概ね月 1 回を目途に関係職員等をして、訓練及び就職支援の実施状況の調査を行わせ、的確に行われていない場合には、必要な指導、助言を行うものとする。当該訓練実施状況の確認は、抜き打ち調査(不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見に資するため、求職者支援訓練を実施する訓練実施機関に対して、事前に通知を行うことなく実施状況調査を行うことをいう。)</u>も含めて実施するものとする。</p> <p>また、初回の調査の際には、受講申込者に対する選考及び合格者の決定が適切に実施されているか確認し、的確に行われていない場合には、必要な指導を行う。</p> <p>訓練実施機関は、求職者支援訓練の実施期間中に、途中で退校した者及び退校処分とした者について、機構センター及び安定所に報告することとしているので、機構センターは、漏れなく報告がされているか確認し、的確に行われていない場合には、必要な指導を行う。</p> <p>機構が訓練実施機関に対して上記の指導を行ったが、当該指導事項が改善されたと認められなかった場合は、認定職業訓練実施奨励金の不支給要件に該当し得るため、当該訓練実施施設の所在する都道府県の労働局に対して、求職者支援法に基づく職業訓練の認定取消検討依頼(様式 A-26)により、認定取消しの判断を依頼するものとする。</p>
		(中略)	
16000	第 16	施行日	
			<p>本要領による取扱いは、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。なお、平成 26 年 3 月 31 日までに受講を開始した求職者支援訓練等については、05022, 10042 ち並びに 10043 ハ(ロ) b 及び同(二)の適用を除いて従前の取扱いによる。</p>

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「02101 (1) 訓練実施状況の確認等」は、平成 26 年 3 月 31 日付けで一部改正された。

表 2-5-3 「求職者支援訓練に係る実施状況確認等の実施について」（平成 26 年 3 月 28 日付け（独）
高齡・障害・求職者雇用支援機構事務連絡）（抜粋）

求職者支援訓練に係る実施状況確認等について	
1	<p>実施状況確認の概要</p> <p>求職者支援制度業務取扱要領等において定められている訓練実施状況の確認等については、次により行うものとする。</p> <p>(1) 定期的な実施状況の確認（定期確認）</p> <p>イ 実施時期及び実施頻度 <u>訓練期間中において概ね月 1 回を目途に実施すること。</u> <u>なお、不正事案を未然に防止する観点から、一定の頻度により、事前連絡を行わない実施状況の確認（以下「抜き打ち調査」という。）を実施すること。</u></p> <p>ロ 内容 <u>職業訓練支援センター（以下「センター」という。）は、訓練実施施設（以下「実施施設」という。）で実施中のすべての訓練科に対して、訓練及び就職支援の実施状況の確認を行うものとし、的確に行われていない場合は必要な指導・助言（以下「助言等」という。）を行うこと。</u> （略）</p>
2	<p>実施方法</p> <p>上記 1 に定める事項の具体的な実施方法等は以下のとおりであること（略）</p> <p>(1) 全般的事項 （略）</p> <p>ロ 計画の策定 （略）</p> <p>（ニ）訪問計画の策定に当たっては、<u>センター職員 1 名による訪問、又は、特定の実施施設を同一職員が 3 か月を超えて訪問することのないようにすること。</u> （略）</p> <p>ニ 実施体制 センター職員 2 名（対象訓練科などが多い場合は、2 名以上も可）で訪問すること。 （略）</p> <p>(2) 定期的な実施状況の確認（定期確認） （略）</p> <p>ハ 実施方法及び確認項目 （略）</p> <p>（ハ）抜き打ち調査の取扱い</p> <p>① 全ての訓練科における抜き打ち調査の実施 <u>不正事案を未然に防止する観点から、抜き打ち調査を全ての訓練科に対して必ず行うこと。</u></p> <p>② 事前連絡の禁止（略）</p> <p>③ 抜き打ち調査の頻度 <u>1 つの訓練科に対する実施状況確認につき、少なくとも 3 回に 1 回は抜き打ち調査により行うこととする（略）</u></p>

（注）下線は当省が付した。

表 2-5-4 「求職者支援制度における不正防止のための対応について」(平成 25 年 12 月 25 日付け職
首発 1225 第 1 号・職派求発 1225 第 1 号・能発 1225 第 2 号厚生労働省職業安定局首席職業
指導官、派遣・有期労働対策部求職者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知)(抜粋)

1 労働局による訓練実施機関に対する実施状況調査の実施

労働局は、不正受給や不適切な事務の未然防止及び早期発見に資するため、求職者支援訓練を実施する訓練実施機関に対して、事前に通知を行うことなく実施状況調査(以下「抜き打ち調査」という。)を行い、訓練が適切に行われているかを確認すること。

(1) 調査対象の訓練実施機関

抜き打ち調査は、原則として下記①から⑧に該当することにより訓練実施状況の確認が必要であると判断される訓練実施機関に対して行うこと。

①～⑧(略)

(2) 実施時期

上記(1)の訓練実施機関を把握した場合は、随時調査を実施することとする(略)

(略)

2 機構センターとの連携及び合同での調査の実施

(1) 労働局・機構センター間の連携

訓練実施機関に対する改善指導等については原則として機構センターが行うものであることから、労働局における抜き打ち調査によって不適切な状況等を把握した場合には、機構センターに対して迅速に情報提供を行うこと。なお、それらの改善指導及び改善状況の確認についても機構センターと必要な連携を図るとともに、不正受給処分を行う場合にも、事案に応じて機構センターと密接に連携して適切に対応すること。

(略)

(2) 機構センターによる実施状況確認への同行

労働局は、上記 1(1)①～⑦に該当すると考えられる訓練実施機関を含め、必要に応じて機構センターが行う実施状況の確認に同行し、機構センターと密接に連携を図りながら効果的な不正の未然防止、早期発見に努めること。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-5-5 都道府県労働局における訓練実施状況調査の実施件数

(単位：件)

都道府県労働局名	抜き打ち調査	事前通知あり	計
北海道労働局	2	0	2
宮城労働局	6	1	7
青森労働局	2	0	2
東京労働局	3	0	3
埼玉労働局	0	0	0
茨城労働局	0	2	2
愛知労働局	0	0	0
富山労働局	0	0	0
石川労働局	1	0	1
三重労働局	1	7	8
大阪労働局	110	124	234
福井労働局	6	0	6
滋賀労働局	2	0	2
和歌山労働局	0	0	0
広島労働局	0	2	2
山口労働局	0	0	0
香川労働局	1	0	1
徳島労働局	0	3	3
愛媛労働局	2	3	5
福岡労働局	2	0	2
佐賀労働局	1	1	2
計	139	143	282

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度に訓練を開始し、平成 26 年 7 月末までに終了した訓練コースに対する実績である。

3 大阪労働局は、調査結果の情報共有や結果に基づく指導が迅速に行えるとして、制度開始（平成 23 年 10 月）当初から大阪職業訓練支援センターと連携した同行調査として実施している。

表 2-5-6 委託訓練の訓練実施状況調査の内容が必ずしも十分とは認められないもの

訓練実施状況調査の実施状況等	
i)	<p>訓練の適切な実施や不正受給等の未然防止等の観点から、民間教育訓練機関等に対する訓練実施状況調査の内容が必ずしも十分とは認められないもの（3 都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回就職支援指導員が実施している受講者との就職相談等を通じて訓練の実施状況が不適切かどうかを把握できるとして、民間教育訓練機関等における実際の訓練の実施状況を確認することとしていないもの ・県内の地域ごとで訓練実施状況調査の実施頻度にばらつきがあるもの ・訓練実施状況調査の主な目的が、開講式及び修了式への出席、オリエンテーション等となっており、民間教育訓練機関等における実際の訓練の実施状況を確認していないもの
ii)	<p>訓練実施状況調査の結果を今後の指導等で活用する観点から、民間教育訓練機関等に対する指導内容等の記録を適切に作成していないもの（5 都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施状況調査における巡回就職支援指導員の民間教育訓練機関等に対する指導内容等について、記録を作成することとしていないもの ・訓練実施状況調査の結果を業務日誌等に記録しているが、記載が不十分で指導内容が不明確、担当者によって記載内容の精粗の差が大きいもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年 4 月から 26 年 8 月までの状況を調査したものである。

表 2-5-7 職業訓練支援センターにおける訓練実施状況調査の実施件数

(単位：コース、件)

職業訓練支援センター名	訓練コース数	訓練実施状況調査件数	訓練実施状況調査の実施状況	
			事前通知あり (通常調査)	抜き打ち調査
北海道	319	1,264	934	330
宮 城	123	452	321	131
青 森	119	467	320	147
東 京	624	2,500	1,213	1,287
埼 玉	170	595	396	199
茨 城	85	298	211	87
愛 知	172	590	411	179
富 山	53	199	142	57
石 川	48	176	123	53
三 重	44	156	109	47
大 阪	763	2,933	1,844	1,089
福 井	30	91	61	30
滋 賀	52	188	131	57
和歌山	57	195	134	61
広 島	124	489	355	134
山 口	35	142	105	37
香 川	57	195	135	60
徳 島	52	210	147	63
愛 媛	66	236	165	71
福 岡	344	1,529	760	769
佐 賀	41	177	114	63
計	3,378	13,082	8,131	4,951

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 25 年度に訓練を開始し、平成 26 年 7 月末までに終了した訓練コースに対する実績である。

表 2-5-8 職業訓練支援センターの訓練実施状況調査が求職者支援制度業務取扱要領等を踏まえたものとなっていないもの

訓練実施状況調査の実施状況等
<p>○ 求職者支援制度業務取扱要領を踏まえたものとなっていないもの</p> <p>i) 求職者支援訓練の訓練コースに対する訓練実施状況調査をおおむね月 1 回の頻度で実施していない訓練コースがあるもの (2 センター)</p> <p>ii) 前回の訓練実施状況調査において指摘した事項を次回の調査時にフォローアップしておらず、民間教育訓練機関等における改善も図られていなかったもの (1 センター)</p>
<p>○ (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が定めた通知を踏まえたものとなっていないもの</p> <p>iii) 求職者支援訓練の訓練コースに対する抜き打ち調査の回数が通知よりも少ないもの (7 センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間中、抜き打ち調査を 1 回も実施していない訓練コースがあるもの ・ 訓練期間が 6 か月の場合に少なくとも 2 回の抜き打ち調査を実施していない訓練コースがあるもの <p>iv) 訓練実施状況調査の訪問計画が通知どおり策定されておらず、特定の民間教育訓練機関等を同一の職員が 3 か月を超えて訪問しているもの (3 センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の民間教育訓練機関等を同一の職員 (2 人体制中 1 人) が 3 か月を超えて訪問しているもの ・ 特定の民間教育訓練機関等を同一の職員 (2 人体制中 2 人) が 3 か月を超えて訪問しているもの

(注) 1 当省の調査結果による。

2 i)、ii) 及び iii) は、平成 25 年度に訓練を開始し、平成 26 年 7 月までに終了した訓練コースに対する訓練実施状況調査について調査したものである。

3 iv) は、平成 26 年 4 月から同年 8 月までの状況を調査したものである。